

平成 21 年 5 月 29 日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2006～2008

課題番号：18730031

研究課題名（和文）

相互承認原則—EU 法における適用範囲の拡大と国際私法理論におけるその意義の検討

研究課題名（英文）

The mutual recognition principle: from a perspective of private international law

研究代表者

中西 康 (NAKANISHI YASUSHI)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：50263059

研究成果の概要：

EU 法において最近非常に拡大傾向にある、相互承認原則は、国際私法の分野にも影響を及ぼしつつある。準拠法選択と外国判決の承認という、国際私法における 2 つの方法の観点から見ると、相互承認原則は承認という名称は付いているものの、判決承認に分類されるわけではない。しかしながら、むしろ視点を変えて、法廷地国が双方主義的な準拠法選択規則及び外国判決承認ルールで渉外的法律関係を規律し尽くそうとしているのに対して、一定の場合には例外的な救済が必要であり、その 1 つの現れが相互承認原則ではないかと思われる。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
18 年度	1,300,000	0	1,300,000
19 年度	1,100,000	0	1,100,000
20 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	330,000	3,830,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際私法、相互承認、EU法

1. 研究開始当初の背景

わが国国際私法の方法論的特徴は、法律関係から出発し準拠法の内容を原則として考慮に入れずに準拠法を決定する双方向的抵触規則を用いる双方主義を主に採用している点にある。しかし諸外国では、法規から出発しその適用範囲はどこまでかとアプローチする一方主義や、準拠法の適用結果を考慮に

入れた実質法的色彩を帯びた抵触規則を用いる方法（日本でも平成元年改正で一部導入）なども、用いられてきている。さらには、渉外的法律関係の規律の全体像を考えるには、以上のような準拠法選択制度と役割を分担する、外国判決承認制度の存在も忘れてはならない。そこで、渉外的法律関係の各種規律方法について、それぞれの意義やいつどの

方法を用いるべきかを検討するのが重要である。

ここでヨーロッパに目を向ける。そこではEUによる経済面、さらには社会政治面の統合が進展しているが、統合促進の主たる担い手であったEC裁判所の最重要判決の1つの1979年のCassis de Dijon判決は、ドイツの規制が輸入品と国産品とを差別せず適用されるものであっても、フランスの規制を満たして合法に流通している商品のドイツへの輸入の妨げになるとして、EC法違反と判断した。本判決は要するに、各構成国は相互に、商品の本源国(State of Origin)の規制を承認しなければならないという、相互承認原則を示したと理解されている。この考え方は物の自由移動の場合にとどまらず、開業やサービスという人の自由移動の分野においても適用され、例えば、開業に際して必要とされる学位・資格について、各構成国は相手国の資格と自国の資格との同等性が認められる場合には承認することが求められる。さらにこの原則は、構成国法の調和方法論についても、詳細な部分までの調和というアプローチではなく、原則として相互の法規制を承認し合い中核部分だけの調和にとどめるという新しいアプローチへの転換をもたらすという影響を及ぼした。

ところが最近では、国際私法とより関係する分野にまで、相互承認原則のアプローチが適用範囲を拡大してきている。第1に外国判決の承認について、民商事事件についてのブリュッセル1規則にとどまらず、離婚についてのブリュッセル2規則や、争われなかった請求についての欧州執行名義規則805/2004号が制定されているが、判決の相互承認を追求するあまり承認要件の緩和化の行き過ぎに疑問も生じている(「研究業績」6, 7, 12参照)。第2に法人について、EC裁判所は1999年以降Centros, Überseering, Inspire Artの3事件において、法人の開業の自由という観点から、受け入れ側構成国の、法人の従属法の決定についての本拠地主義や擬似外国会社への法規制をEC法違反とする判断を下した。これは他の構成国で設立された法人の承認を命じていると捉えることもできる。第3に氏名についてもEC裁判所は、他の構成国における表記への変更申立ての拒否をEC法違反とした。これは他の構成国の氏名の承認を命じていると捉えることもできる。さらには、EU法の影響とは独自の発展として、同性登録パートナーシップに関する各国の規律に、他国で登録されたパートナーシップの承認という、相互承認原則に類する規律方法が増えている。

2. 研究の目的

上記1のような相互承認原則には、国際私

法理論からは様々な疑問が生じる。例えば、相互承認原則は準拠法選択規則と捉えるべきか、それとも、外国判決承認の問題なのか。外国判決承認と捉えるのであれば、実質的再審査の禁止の原則(「研究業績」1参照)により、他国での判断内容はそのまま受け入れることになりそうであるが、それでよいのか。確かに、上記のCassis de Dijon判決を本源国法原則として捉えて国際私法からなされた検討は存在するが、その後さらに発展した相互承認原則自体については、国際私法への影響を広げているにもかかわらず、十分な検討はなされていない。EU法におけるこの原則の意義と発展を確認した上での分析が必要である。

以上のような分析を行うのが本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究の基本的な手法は、比較法的研究である。

まず、EU法における、相互承認原則を、その確立から拡大・現状に至るまでを再確認することで、今後の研究の基礎を確立することを目指す。具体的には、第1に物の自由移動について、Cassis de Dijon判決及びそれ以降の判例の発展を確認する。第2に、人の自由移動について、労働者や自営業者といった経済活動者の場合についての判例の状況を物の場合との移動に注意しながら確認する。第3に、学位や資格などについての構成国法の調和の現状について、立法動向を確認する。

次いで、上記の作業をふまえて、各論的研究を進める。まず、EU法における新たな展開について、判決承認、法人などについての立法及び判例の状況をフォローし、検討を加える。判決承認については、民事について、離婚に関するブリュッセル2規則のほか、まだ十分な検討のなされていない欧州執行名義規則について、本研究の視点からの研究を進める。さらに刑事事件の分野についても、判決の相互承認原則は打ち出されており、果たしてそれがどのような意味を有しているのか、とくに民事の場合と同じような意味であるのかを検討する。また、離婚、相続、契約外債務、契約などについて、EUにおける国際私法立法の動きが存在しているため、そこに相互承認原則がどのような影響を及ぼしているかを探求する。

以上を受けて、国際私法理論から、そのような動きの位置づけを探る。そのためには、外国判決承認制度などの意義を再確認することが必要となるが、当初は、個別的なテーマを例にして検討を加え、最後に、それらを総合することで理論的な整理を行う。

4. 研究成果

平成 18 年度は、以下の点から、相互承認原則の位置づけに関する検討を行った。

具体的には、第 1 に物の自由移動に関する数量制限の禁止に関する、無差別的適用措置についての基本判例で相互承認原則を確立したとされる 1979 年の EC 裁判所の Cassis de Dijon 判決及びそれ以降の判例の発展を再確認した。この判決の意義は、相互承認原則の確立、合理性の理論の確立、構成国法の調和に関するアプローチの変化など、多岐にわたるものであることが確認された。この成果は、『EU 法基本判例集』20 番事件の解説として公表した。

第 2 に、国際私法に関する、準拠法アプローチと外国判決承認アプローチの相違の再確認として、外国の公権力的な行為が問題になっている場面である、戦後補償に関する国際私法上の諸問題と、外国国家に対する裁判権免除について、検討を行った。戦後補償問題に関しては、外国国家に対する裁判権免除の範囲の問題、外国判決の承認における承認対象となる判決の範囲の問題、準拠法選択に関する国際私法の適用の有無の問題の、以上 3 つの問題について、公権力性が共通の基準となっていることが明らかになった。また、最高裁判所平成 18 年 7 月 21 日判決の評釈においては、わが国が制限免除主義を採用することが明らかになり、公権力的行為か否かで裁判権免除が付与されるか否かが決まることが明確になった。これらについても、論文として公表した。

平成 19 年度は、以下の点について、相互承認原則の位置づけに関する検討を行った。

第 1 に、国際親子法の分野におけるわが国および諸外国の立法動向について比較法的検討を行い、代理母から生まれた子の親子関係の問題などに関して、準拠法アプローチと外国判決承認アプローチについての相違点の再確認を行った。この成果は論文として公表した。

第 2 に、全面改正されたわが国の国際私法（法の適用に関する通則法）の不法行為に関する規定の解釈論の検討作業の過程において、同様に最近立法を行った EU のいわゆるローマ II 規則の比較法的検討を行い、そこに EU 法における相互承認原則の影響が現れていないかについて確認した。検討結果は、立法過程においては議論があったものの、そのような影響は原則として制定されたローマ II には見あたらないというものであった。この成果は、学会発表した上で、日本語論文として公表した。また、この研究を基礎とした英語論文も公表した。

第 3 に、研究最終年度である翌年度における研究のまとめの準備作業として、EU における相互承認原則とその派生原則ではないかとの議論がある本源国法主義に関する議論

の検討を行った。その際には、伝統的な議論のほか、最近の欧州司法裁判所の判例に見られる、法人や氏名についての、新たな相互承認原則の現れについても調査した。

平成 20 年度は、以下の点について、相互承認原則の位置づけに関する検討を行った。

まず、EU における離婚および親責任に関する国際裁判管轄、準拠法、判決の承認についてのいわゆる新ブリュッセル II 規則と、1980 年のハーグ子の奪取条約に関する、欧州司法裁判所の判決を検討した。子が国際的に奪い合いになった場合に、子の元の常居所地国への即時の返還を確保するハーグ子の奪取条約を、新ブリュッセル規則は、元の常居所地構成国の返還命令の、子の奪取先の構成国における承認執行を特別に容易にすることで、強化している。ここに表れている、判決の相互承認について、その意義および問題点を、欧州司法裁判所の判決を通して、検討した。この判決の検討については、論文にして公表した。

以上のまとめとして、EU における相互承認原則に関する議論を再検討した。準拠法選択と外国判決の承認という、国際私法における 2 つの方法の観点から見ると、相互承認原則は承認という名称は付いているものの、判決承認に分類されるわけではないことが明らかになった。しかしながら、このような検討だけでは、相互承認原則の本質を捉えられ切れていないことも明らかになってきた。むしろ視点を改めて、法廷地国が双方主義的な準拠法選択規則及び外国判決承認ルールで涉外的法律関係を規律し尽くそうとしているのに対して、一定の場合には例外的な救済が必要であり、その 1 つの現れが相互承認原則ではないかと思われる。この観点から、例外的救済の必要性について、EU の相互承認原則を他の場合と比較検討して、共通する理由を考えていくことが今後の課題である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 8 件）

(1) 中西康、緊急先決裁定手続の創設—国際的な子の奪い合い事件における初めての適用—、貿易と関税、査読無、57 巻 2 号、2009 年、75-70 頁

(2) 中西康、EU 法における『相互承認原則』についての考察—国際私法方法論の観点から—、法学論叢、査読無、162 巻 1~6 号、2008 年、218-242 頁

(3) 中西康、法適用通則法における不法行為—解釈論上の若干の問題について—、国際私法年報、査読有、9 号、2007 年、68-102 頁

(4) Yasushi Nakanishi, New Private

International Law of Japan: Torts, The Japanese Annual of International Law, 査読有、No. 50 (2007), pp.60-76

(5) 中西康、国際親子法の展望、民商法雑誌、査読有、135 巻 6 号、2007 年、954-989 頁

(6) 中西康、新ルガーノ条約についての EC の対外権限の排他性 (EU 法の最前線第 80 回)、貿易と関税、査読有、2006 年 12 月号、2006 年、72-65 頁

(7) 中西康、日本をめぐる戦後補償裁判における国際私法上の諸問題—処理枠組みの素描—、国際法外交雑誌、査読有、105 巻 1 号、2006 年、48-70 頁

(8) 中西康、不法行為の扱いについて (特集法の適用に関する通則法の制定)、法律のひろば、査読有、59 巻 9 号、2006 年、34-44 頁

〔学会発表〕 (計 1 件)

(1) 中西康 不法行為—シンポジウム：法適用通則法の解釈論上の問題、国際私法学会、2007 年 5 月 13 日、上智大学

〔図書〕 (計 1 件)

(1) 中村民雄＝須網隆夫編、日本評論社、EU 基本判例集、2007 年、総ページ数 377 頁 (カシス・ド・ディジョン事件、181-187 頁執筆)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中西 康 (NAKANISHI YASUSHI)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：50263059